

協会規程第15号

公益財団法人向日市スポーツ文化協会情報公開規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人向日市スポーツ文化協会（以下「協会」という。）が、向日市（以下「市」という。）と密接な連携を図りつつ事業活動を推進していることから、向日市情報公開条例（平成11年向日市条例第10号。以下「条例」という。）の趣旨にのっとり、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、協会の活動に対する市民の理解と信頼を深めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「情報」とは、協会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム（以下「文書等」という。）及び電子計算機処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）であつて、協会の理事長（以下「理事長」という。）が現に管理しているものをいう。

2 この規程において「情報の公開」とは、協会がこの規程の定めるところにより、情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報の公開の申出をする市民の要望を十分尊重するとともに、公開しないことが正当であると認められる個人に関する情報の保護については、最大限の配慮をしなければならない。

2 理事長は、情報の適切な管理に努めなければならない。

3 理事長は、情報の公開と併せて市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この規程の定めるところにより情報の公開を受けた者は、当該情報をこの規程の目的に則し適正に使用しなければならない。

第2章 情報の公開

(申出者)

第5条 何人も、理事長に対し、理事長が管理する情報の公開を申出することができる。

(公開しないことができる情報)

第6条 理事長は、公開の申出に係る情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該情報を公開しないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を

除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の規程(以下「法令等」という。)の規定により、又は慣行として公にされ、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に理事長が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じている、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法若しくは不当な事業活動によって生じている、又は生じるおそれがある支障から市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、公開することが公益上必要であると認められる情報

(3) 理事長が行う検査、交渉、入札、試験、人事、争訟その他事務事業に関する情報であって、公開することにより当該事務事業の公正かつ適切な執行を著しく妨げるおそれのあるもの

(4) 理事長と国、市、他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)との関係における協力、協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの

(5) 協会の会議に係る情報であって、公開することにより協会の公正かつ円滑な運営が著しく損なわれるおそれのあるもの

(6) 協会内部若しくは理事長と国等との間における審議、協議、検討、調査、研究等の意思形成過程における情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じるおそれのあるもの

(7) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

(8) 法令等の定めるところにより、公開することができないとされている情報

(期間経過後の情報の公開)

第7条 理事長は、前条各号のいずれかに該当する情報であっても、期間の経過により、同条各号のいずれにも該当しなくなったときは、情報の公開の申出に応じなければならない。

(公開の申出方法)

第8条 情報の公開の申出(以下「公開申出」という。)をしようとするものは、理事長に対して、**情報公開申出書(様式第1号)**を提出しなければならない。

2 理事長は、情報公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をしたもの(以下「申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、理事長は、公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(申出に対する回答等)

第9条 理事長は、**前条**に規定する申出書の提出があったときは、当該申出書を受け付けた日から起算して14日以内に、情報の公開の可否についての回答をしなければならない。

2 理事長は、**前項**の規定により回答を行ったときは、前条の公開申出者に対し、当該回答の内容を速やかに**情報公開通知書(様式第2号)**又は**情報部分公開通知書(様式第3号)**により通知しなければならない。

3 理事長は、**第1項**の規定により情報の全部を公開しない旨の決定をしたときは、申出者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を**情報非公開通知書(様式第4号)**により通知しなければならない。この場合において、理事長は、一定の期間の経過により当該情報の全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨及び公開できる時期を併せて通知しなければならない。

4 理事長は、やむを得ない理由により**第1項**の期間内に**同項**の決定をすることができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、理事長は、申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を**情報公開回答期間延長通知書(様式第5号)**により通知しなければならない。

5 理事長は、**第1項**の申出に係る情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、特に必要があると認めるときは、**同項**の規定による回答をする前に、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

(公開の実施)

第10条 理事長は、**前条第1項**の規定により情報の公開をする旨の決定(**次条**の規定による情報の公開の決定を含む。)をしたときは、

遅滞なく、申出者に対し、当該決定に係る情報の公開をしなければならない。

2 理事長は、前項の規定により情報の公開をする場合において、当該情報を閲覧に供することによりその保存に支障が生じると認めるとき、次条の規定による部分公開をするときその他必要があると認めるときは、当該情報の閲覧に代えて、その写しを閲覧に供することができる。

3 情報の公開の方法は、次の各号の情報の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 文書等 文書等の閲覧又は写しの交付

(2) 磁気テープ等 磁気テープ等から現に使用しているプログラムにより印字装置を用いて出力したものの閲覧又は写しの交付

(部分公開)

第 1 1 条 理事長は、公開の申出に係る情報に第 6 条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、公開の申出の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該情報に係る部分を除いて、情報の公開をしなければならない。

(費用の負担)

第 1 2 条 この規程の規定による情報の公開については、手数料を徴収しない。

2 第 9 条第 1 項又は前条の規定により情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項に規定する費用負担の額等については、向日市情報公開条例施行規則(平成 1 2 年向日市規則第 4 号)第 7 条の規定を準用する。

(異議の申出)

第 1 3 条 第 9 条第 1 項の回答に異議がある申出者は、当該回答を知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、理事長に対して異議申出書(様式第 6 号)により異議を申し出ることができる。

2 理事長は、前項の異議の申出があったときは、当該異議の申出に係る情報の公開の可否について、市に意見を聴かなければならない。

3 理事長は、前項の規定により意見を聴いたときは、これを尊重し、速やかに当該異議の申出に対して異議申出回答書(様式第 7 号)により回答しなければならない。

第 3 章 雑則

(他の制度との調整)

第 1 4 条 この規程は、法令等の規定により情報が記録されている情報の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手續が定められている場合は、適用しない。

2 この規程は、市民の利用に供することを目的として管理されている文書等については、適用しない。

(文書等の目録)

第15条 理事長は、文書等の目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第16条 理事長は、毎年1回、情報の公開に関する制度の運用状況を取りまとめて、[情報公開運用状況表\(様式第8号\)](#)により公表するものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則(平成15年5月19日規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成15年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程は、この規程の施行の日以後に作成され、又は取得する対象文書について適用する。

(施行日前の情報の任意的公開)

3 理事長は、前項の規定を除く施行日前に作成し、又は取得した情報について、公開の申出があったときは、この規程の目的を尊重し、これに応ずるよう努めるものとする。

4 第12条の規定は、前項の規定により情報を公開する場合について準用する。

附 則(平成23年2月8日規程第16号)

(施行期日)

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日規程第15号)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

様式第 1 号

情報公開申出書

年 月 日

公益財団法人向日市スポーツ文化協会理事長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

公益財団法人向日市スポーツ文化協会情報公開規程第 8 条の規定により、次のとおり情報の公開を申し出ます。

知りたい情報の内容	(情報を特定できるよう具体的に記入してください。)
申出の理由又は利用目的	
公開の方法	(希望する方法の番号を○で囲んでください。) 1 閲覧 2 写しの交付
処理欄	年 月 日 受付

情報公開通知書

年 月 日

様

公益財団法人向日市スポーツ文化協会理事長

年 月 日付けで申出のあった情報の公開については、次のとおり公開することとしましたので、公益財団法人向日市スポーツ文化協会情報公開規程第9条第2項の規定により通知します。

申出に係る情報の内容	
公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付
公開の日時	年 月 日() 時 分
公開の場所	
費用	1 写しの作成 (枚 円) 2 送付 (郵送料 円相当の現金 又は郵便切手)
備考	

- (注)
- 1 情報の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 - 2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ公益財団法人向日市スポーツ文化協会理事長へ連絡してください。
 - 3 写しの送付を希望する方は、写しの作成費用については現金又は定額小為替証書を、送付については相当する額の現金又は郵便切手を送付してください。

様式第 3 号

情報部分公開通知書

年 月 日

様

公益財団法人向日市スポーツ文化協会理事長

年 月 日付けで申出のあった情報の公開については、次のとおりその一部を除いて公開することとしましたので、公益財団法人向日市スポーツ文化協会情報公開規程第 9 条第 2 項の規定により通知します。

なお、この決定に異議のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、公益財団法人向日市スポーツ文化協会理事長に対して異議申出をすることができます。

申出に係る情報の内容	
公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付
公開の日時	年 月 日 () 時 分
公開の場所	
公開しない部分	
公開しない理由	(公益財団法人向日市スポーツ文化協会情報公開規程第 6 条第 号に該当)
公開しない部分の情報を公開することができる時期	年 月 日以降
費用	1 写しの作成 (枚 円) 2 送付 (郵送料 円相当の現金 又は郵便切手)

- (注)
- 1 情報の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 - 2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ公益財団法人向日市スポーツ文化協会理事長へ連絡してください。
 - 3 「公開しない部分の情報を公開することができる時期」の欄には、一定の期間の経過により公開できることが明らかであるものについてだけその期日を記入していますので、その時点で公開を希望される場合は、その日以後改めて申出してください。
 - 4 写しの送付を希望する方は、写しの作成費用については現金又は定額小為替証書を、送付については相当する額の現金又は郵便切手を送付してください。

情報非公開通知書

年 月 日

様

公益財団法人向日市スポーツ文化協会理事長

年 月 日付けで申出のあった情報の公開については、次のとおり公開をしないこととしましたので、公益財団法人向日市スポーツ文化協会情報公開規程第 9 条第 3 項の規定により通知します。

なお、この決定に異議のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、公益財団法人向日市スポーツ文化協会理事長に対して異議申出をすることができます。

申出に係る情報の内容	
公開しない理由	(公益財団法人向日市スポーツ文化協会情報公開規程第 6 条第 号に該当)
公開することができる時期	年 月 日以降
備考	

(注) 「公開することができる時期」の欄には、一定の期間の経過により公開できることが明らかであるものについてだけその期日を記入していますので、その時点で公開を希望される場合は、その日以後改めて申出してください。

様式第 5 号

情報公開回答期間延長通知書

年 月 日

様

公益財団法人向日市スポーツ文化協会理事長

年 月 日付けで申出のあった情報の公開については、公益財団法人向日市スポーツ文化協会情報公開規程第 9 条第 4 項の規定により、次のとおり回答期間を延長したので通知します。

申出に係る情報の内容	
公益財団法人向日市スポーツ文化協会情報公開規程第 9 条第 1 項に規定する回答期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の回答期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	

様式第 6 号

異議申出書

年 月 日

公益財団法人向日市スポーツ文化協会理事長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、

名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで通知があった回答については、公益財団法人向日市スポーツ文化協会情報公開規程第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり異議の申出をします。

知りたい情報の内容	
回答内容	
当該回答があったことを知った日	年 月 日
異議申出の趣旨及び理由	

異議申出回答書

年 月 日

様

公益財団法人向日市スポーツ文化協会理事長

年 月 日付けで提出のあった異議申出書については、
公益財団法人向日市スポーツ文化協会情報公開規程第 13 条第 3 項の
規定により、次のとおり回答します。

異議申出に係る情報の 内容	
回答	
備考	

様式第 8 号

公益財団法人向日市スポーツ文化協会情報公開運用状況表

1 情報公開申出件数	件 (人)	
2 公開申出に対する処理状況	全部公開	件
	一部公開	件
	非公開	件
	合計	件
3 実施の方法	閲覧のみ	件
	閲覧及び写しの交付	件
	写しの交付のみ	件
	視聴等	件
4 異議申出の処理状況	申件数出	件
	却下	件
	全部認容	件
	一部認容	件
	棄却	件
	審理中	件
	取下げ	件